

経営相談 Q & A

「IT導入補助金（サービス等生産性向上IT導入支援事業）」について

Q

当社は勤怠管理のため、タイムカードを導入しています。新型コロナウイルス感染症対策としてテレワークを導入しましたが、タイムカードに勤務時間を打刻できない欠点があり、手書きで補正しています。ついては、ITを導入し、勤怠管理はシステムに連動させて自動的に管理したいと考えていますが、補助金制度があれば教えてください。

A

お問い合わせの補助金制度は、「IT導入補助金（サービス等生産性向上IT導入支援事業）」で、交付申請の受付は2020年5月11日から開始しており、終了は2020年12月下旬までです。本補助金は、中小企業・小規模事業者等が今後直面する制度変更（働き方改革、被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイスの導入等）等に対応するため、中小企業・小規模事業者等が生産性の向上に資するITツール（ソフトウェア、サービス等）を導入するための事業費等の一部経費を補助する内容です。

■補助金の3類型

本補助金は、以下の3類型を補助対象にしています。

（1）通常枠（A・B類型）

目的：中小企業・小規模事業者等がITツールを導入し、生産性向上を図ること。

（2）特別枠（C類型）

目的：新型コロナウイルス感染症が事業環境に与える特徴的な影響を乗り越えるために前向きな投資を行う事業者向けに、「通常枠」より補助率を引き上げ、サプライチェーンの毀損への対応、非対面型ビジネスモデルへの転換、テレワーク環境の整備等のIT導入等の支援を行うこと。

特別枠（C類型）で補助申請する場合は、以下の甲・乙・丙の3つのいずれか一つの目的に資す

るITツールへの投資が必ず1つ以上含まれ、当該ITツールの導入にかかる経費が補助対象経費全体の1/6以上を占めていることが要件となります。

甲：サプライチェーンの毀損への対応

顧客に対し製品供給を継続するため

乙：非対面型ビジネスモデルへの転換

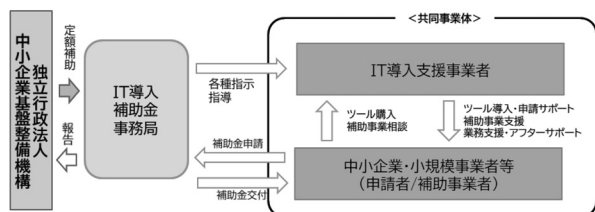
非対面・遠隔でのサービス提供が可能なビジネスモデルに転換するため

丙：テレワーク環境の整備

従業員がテレワーク（在宅勤務等）で業務を行う環境を整備するため

■事業スキーム

本事業は、以下スキーム図のように「IT導入補助金事務局（申請受付、補助金交付等担当）」・「IT導入支援事業者」・「中小企業・小規模事業者等（申請者/補助事業者）」の3者で構成されます。



※IT導入支援事業者

中小企業・小規模事業者等が補助事業を円滑に実施するためのサポート等を行う、本事業における事業パートナー。

■補助対象経費及び補助率等

A・B・Cの類型毎に下表のとおり、補助対象経費・補助率・補助金申請額が異なります。補助対象経費は、あらかじめ事務局に登録されたITツール（IT導入補助金事務局に登録したIT導入支援事業者が提供するもの）の導入費用です。申請者は、登録されたIT導入支援事業者への相談を行い、自社の生産性向上に寄与する適切なITツールを選択します。

	通常枠(A類型、B類型)		特別枠(C類型)	
補助対象経費	ソフトウェア購入費用及び導入するソフトウェアに関連するオプション・役務の費用		ソフトウェア購入費用及び導入するソフトウェアの利用に必要な不可欠なハードウェアのレンタル費用と関連するオプション・役務の費用	
補助対象経費の考え方	「交付決定日以降」にITツールの契約・納品・支払いが行われるもの		「交付決定日以降」にITツールの契約・納品・支払いが行われるもの、あるいは、「2020年4月7日以後」にITツールの契約が行われるもの 注)交付申請までに当該ITツールとそれを提供するIT導入支援事業者が事務局に登録されたもの	
類型申請及び補助金申請額 補助率	A類型：30万～150万未満	1/2以内	C類型-1：30万～150万未満	2/3以内
	B類型：150万～450万	1/2以内	C類型-1：150万～450万	2/3以内
			C類型-2：30万～300万未満	3/4以内
			C類型-2：300万～450万	3/4以内

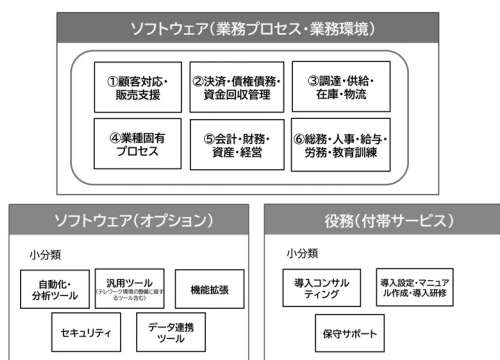
■ITツールと各類型のプロセス数

ITツールは、労働生産性向上に資する「①ソフトウェア（業務プロセス・業務環境）、②ソフトウェア（オプション）、③役務（付帯サービス）」からなります。また、類型によりソフトウェアが担うプロセス数の導入要件が異なります。

加えてソフトウェアの要件を満たすことにより、オプション・役務の導入が可能です。

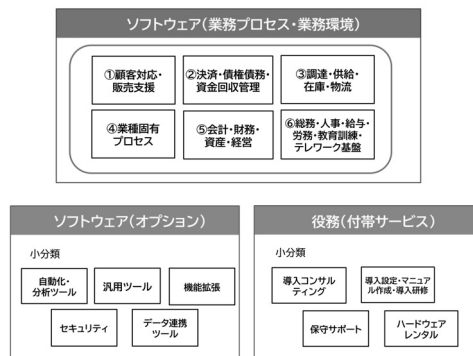
(1) 通常枠（A・B類型）

下記ソフトウェア（業務プロセス・業務環境）の枠中の6つの業務プロセスのうち、A類型はいずれか1つ以上、B類型はいずれか4つ以上を担うソフトウェアの導入が必須です。



(2) 特別枠（C類型）

下記ソフトウェア（業務プロセス・業務環境）の枠中の6つの業務プロセスのうちいずれか1つ以上を担うソフトウェアの導入が必須です。



■賃上げ目標・要件について

次の2要件をすべて満たす3年の事業計画を策定し従業員に表明していることが、申請類型により申請の必須要件または加点項目となります。

- ①事業計画期間において、給与支給総額を年率平均1.5%以上増加すること
- ②事業計画期間において、事業場内最低賃金（事業場内で最も低い賃金）を地域別最低賃金+30円以上の水準にすること

■gBizIDについて

同補助金の申請に当たっては、政府が発行する「gBizプライム」アカウント（ID・パスワード等）を申請する必要があります。なお、同アカウント発行には約2週間必要ですのでご注意ください。

（ご参考）gBizID ホームページ

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

ご参考：

令和元年度補正・令和2年度補正（特別枠含む）サービス等生産性向上IT導入支援事業交付申請の手引き

https://www.it-hojo.jp/r01/doc/pdf/r1_application_manual.pdf

（中原嘉寛）